

揚倉山健康運動公園整備等事業

基本協定書(案)

(公募設置管理制度)

令和〇年〇月

府中町

※本協定書（案）は、現時点において想定される当町及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した提案の内容及び認定計画提出者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (事業遂行の指針)	2
第4条 (事業区域・事業内容及び手続等)	2
第5条 (認定計画提出者の役割分担等)	2
第6条 (事業日程)	2
第7条 (認定計画提出者による資金調達)	2
第8条 (認定公募設置等計画の変更)	3
第9条 (許認可及び届出等)	3
第10条 (整備に伴う各種調査)	3
第11条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)	3
第12条 (関係事業者との連携)	3
第13条 (公租公課)	3
第2章 公募対象公園施設の設計・整備等	3
第14条 (公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)	3
第15条 (公募対象公園施設の設計)	4
第16条 (公園管理者による設計の変更)	4
第17条 (施工計画書等)	4
第18条 (工事責任者の設置)	5
第19条 (整備工事)	5
第20条 (第三者の使用)	5
第21条 (保険)	5
第22条 (公園管理者による説明及び立会いの要求)	5
第23条 (公園管理者による中間確認)	5
第24条 (認定計画提出者による完成検査)	6
第25条 (公園管理者による完了検査)	6
第26条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)	6
第27条 (工事期間の変更)	6
第28条 (工事の一時中止)	6
第29条 (工事中に第三者に与えた損害)	6
第30条 (許可の取消し等)	7
第3章 公募対象公園施設の管理・運営	7
第31条 (公募対象公園施設の設置管理許可等手続き)	7
第32条 (維持管理及び管理運営)	7
第33条 (公園管理者による中間評価)	8
第34条 (許可の更新)	8
第35条 (許可の取消し)	8
第36条 (変更許可申請)	8
第37条 (廃止許可申請)	9

第38条（改善命令）	9
第39条（災害時の対応）	9
第40条（現状回復）	9
第4章 特定公園施設の設計・整備	10
第41条（特定公園施設の設計）	10
第42条（公園管理者による設計の変更）	10
第43条（施工計画書等）	10
第44条（工事責任者の設置）	11
第45条（整備工事）	11
第46条（第三者の使用）	11
第47条（保険）	11
第48条（公園管理者による説明及び立会いの要求）	12
第49条（公園管理者による中間確認）	12
第50条（認定計画提出者による完成検査）	12
第51条（公園管理者による完了検査）	12
第52条（公園管理者による完了検査確認通知書の交付）	12
第53条（工事期間の変更）	12
第54条（工事の一時中止）	13
第55条（工事中に第三者に与えた損害）	13
第56条（許可の取消し等）	13
第5章 特定公園施設の引渡し	13
第57条（所有権移転及び引渡しに伴う諸条件）	13
第58条（契約不適合）	13
第6章 特定公園施設の管理運営	14
第59条（指定管理者による特定公園施設の管理運営）	14
第7章 不可抗力による損害等	14
第60条（不可抗力による損害等）	14
第61条（不可抗力による協定の解除）	14
第62条（法令等の変更）	14
第63条（法令等の変更による損害等）	14
第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等	15
第64条（認定計画提出者の遵守事項）	15
第65条（維持管理・運営等）	15
第66条（安全対策及び事故等への対応）	15
第67条（行為の制限）	16
第68条（私権の制限）	16
第69条（事業の調査等）	16
第70条（委託の禁止等）	16
第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	17
第71条（事業の報告及び評価）	17

第72条（事業内容の変更、一時中止等）	17
第73条（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）	17
第10章 協定期間及び協定の解除	18
第74条（協定期間）	18
第75条（公園管理者による協定の解除等）	18
第76条（合意による協定の解除等）	18
第77条（認定公募設置等計画の認定取り消し）	19
第78条（協定の解除等の公表）	19
第79条（損害賠償等）	19
第11章 事業破綻時の措置	19
第80条（事業破綻時の措置）	19
第12章 その他	19
第81条（届出義務）	19
第82条（著作権の使用）	20
第83条（特許権等の使用）	20
第84条（協定上の地位の譲渡）	20
第85条（秘密保持）	20
第86条（計算単位等）	21
第87条（通知先）	21
第88条（準拠法）	21
第89条（管轄裁判所）	21
第90条（補則）	21

府中町を甲とし、揚倉山健康運動公園整備運営事業（以下「本事業」という。）の認定計画提出者である〇〇を乙として、甲と乙は、本事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結した。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び府中町都市公園条例（昭和44年条例第11号）並びに関係法令等の定めるところに従い、揚倉山健康運動公園整備等事業公募設置等指針（以下「公募設置等指針」という。）を受けて、乙が提案し甲が認定した認定公募設置等計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、次のとおりとする。

（1）公募設置等指針等

甲が公表した公募設置等指針（要求水準書その他の別添資料を含む。）、参考資料、様式集及び質問回答書をいう。

（2）認定公募設置等計画

乙が公募設置等指針等に基づき、甲に提出し認定された公募設置等計画をいう。

（3）公募対象公園施設

公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、乙が設置・所有して管理運営する都市公園法5条の2第1項に定める公募対象施設をいう。

（4）特定公園施設

公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、乙が設置し、乙または第5条に定める特定公園施設の指定管理担当法人が管理運営する都市公園法第5条の2第2項第5号に定める特定公園施設をいう。

（4の2）特定公園施設第1期

公募設置等指針「1」「（6）」「⑤」において定める意味を有する。

（4の3）特定公園施設第2期

公募設置等指針「1」「（6）」「⑤」において定める意味を有する。

（5）設計図書

公募対象公園施設又は特定公園施設に係る設計図及び仕様書をいう。

（6）設置管理許可

都市公園法第5条第1項の規定に基づき、甲が乙に対し、事業区域内で公募対象公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。

（7）不可抗力

暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、疫病、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。

（8）その他の本協定に使用される用語の定義は、文脈上別意に解すべき場合を除き、公募設置等指針等の記載に従う。

(事業遂行の指針)

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、甲と協議を行った上で双方合意のもと遂行するものとする。

2 本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募設置等指針等、認定公募設置等計画の順に、その解釈が優先されるものとする。

3 前項にかかわらず、認定公募設置等計画に記載された性能及び水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で認定公募設置等計画の内容が優先する。

(事業区域・事業内容及び手続等)

第4条 乙は、揚倉山健康運動公園の別図に示す事業区域（以下「事業区域」という。）において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本協定の中の「本事業」とは、これらの一連の業務全てをいう。

(1) 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務

(2) 特定公園施設の整備及び管理運営業務

(認定計画提出者の役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施しなければならない。

業務名	担当法人
公募対象公園施設の整備	〇〇
公募対象公園施設の管理運営	〇〇
特定公園施設の整備	〇〇
特定公園施設の指定管理	〇〇

2 乙が前項の担当法人を変更する場合は、予め甲の書面による承諾を得るものとする。

3 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

(事業日程)

第6条 本事業は、次の日程に従って実施することとする。

(1) 公募対象公園施設完成予定日 : 令和〇年〇月頃

(2) 特定公園施設完成予定日 : 令和〇年〇月頃

(3) 公募対象公園施設管理運営業務開始予定日 : 令和〇年〇月頃

(4) 特定公園施設第1期引渡予定日 : 令和〇年〇月頃

(5) 特定公園施設第2期引渡予定日 : 令和〇年〇月頃

(6) 特定公園施設指定管理業務開始予定日 : 令和〇年〇月頃

(認定計画提出者による資金調達)

第7条 本事業の実施に関し、乙が必要とする資金調達は全て乙の責任において行い、本業務の実施に関する一切の費用は、本協定及び公募設置等指針等で特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担する。

2 前項の規定に関わらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民の反対運動、訴訟、要望及び苦情等（以下「反対運動等」という。）への対応に関する費用は甲の負担とし、乙は甲が行う対応へ協力

するものとする。

- 3 本事業の実施自体以外の事由に基づく反対運動等への対応に関する費用は乙の負担とし、甲は乙が行う対応へ協力するものとする。

(認定公募設置等計画の変更)

第8条 乙は、認定公募設置等計画を変更する必要がある場合、甲に変更の認定の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、都市公園法第5条の6第2項の基準に適合すると認める場合、その認定をするものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等は、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出等についてはこの限りではない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

- 3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他の甲が必要と判断する事項について協力するものとする。

- 4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他の甲が必要と判断する事項について協力するものとする。

(整備に伴う各種調査)

第10条 乙は、本事業に必要な測量、地質調査その他の調査を自己の責任と費用負担において行うものとする。

- 2 乙は前項の調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは速やかに甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、本事業の実施にあたり、近隣住民に周知し、必要に応じて説明を行うこととする。

また、乙は、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音、振動、交通渋滞、水質汚濁及び地盤沈下等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、揚倉山健康運動公園及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(公租公課)

第13条 本事業に関して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備等

(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

第14条 公募対象公園施設の設計及び整備業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は、
乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(公募対象公園施設の設計)

第15条 乙は、本協定締結後速やかに、公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、公募対象公園施設にかかる設計図書（以下「公募対象公園施設設計図書」という。）を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 甲は、提出された公募対象公園施設設計図書を審査し、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。

4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(公園管理者による設計の変更)

第16条 甲は、公募対象公園施設設計図書について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書（公募対象公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、工程表（以下、公募対象公園施設の施工計画書と併せて「公募対象公園施設施工計画書等」という。）とともに甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

2 甲は、提出された公募対象公園施設施工計画書等を審査し、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。

(公園管理者による公募対象公園施設施工計画書等の変更)

第17条の2 甲は、公募対象公園施設施工計画書等について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 甲及び乙は、公募対象公園施設施工計画書等について、甲による承諾の後、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第17条の3 乙は、公募対象公園施設の整備工事に使用する工事材料について、公募対象公園施設設計図書において定める品質基準を満たしていることを証明する書類を事前に甲に提出の上、承諾を得なければならない。

2 乙は、公募対象公園施設設計図書において甲の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に応じなければなら

らない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を甲の承諾を受けないで工事現場以外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から10日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(工事責任者の設置)

第18条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、その氏名及び連絡先を甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営及び監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負うものとし、乙は工事責任者をして当該責務を履行させなければならない。

(整備工事)

第19条 乙は、第15条に定める公募対象公園施設設計図書及び第17条に定める公募対象公園施設施工計画書等に基づき、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、整備工事に着手するにあたり、第31条に定めるところにより設置管理許可を甲より得たのち、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 乙は、やむを得ない事情により、工事内容又は工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

(第三者の使用)

第20条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第21条 乙は、自己の責任及び費用負担により、工事目的物である公募対象公園施設及び工事材料（支給材料を含む。）等に対し、公募対象公園施設設計図書に定めるところにより、公募対象公園施設の整備工事に関する保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

第22条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が公募対象公園施設設計図書及び公募対象公園施設施工計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその費用負担で是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第23条 甲は、公募対象公園施設の工事内容が公募対象公園施設設計図書及び公募対象公園施設施工計画書等と齟齬がないかなど、工事期間中に施工状況の確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、公募対象公園施設の補修又は改修を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、公募対象公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(認定計画提出者による完成検査)

第24条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。また、公募対象公園施設の完成検査の日程を、完成検査の日の20日前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、完成検査日から1週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

第25条 甲は、第24条第3項に定める工事完成届の受領後、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。

3 前項の場合、乙は、是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとし、甲は当該報告を受けた後、再度完了検査を実施するものとし、以下同様とする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第26条 甲は、前条による完了検査で合格と認めた場合、その旨を完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第27条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、公募対象公園施設施工計画書等に記載される工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由なく第1項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合で、乙に増加費用及び損害が生じるときは、当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第29条 乙(第20条に基づき乙が使用する第三者を含む。)が公募対象公園施設の整備に関し、乙又は第20条に基づき乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第30条 甲において、公募対象公園施設の整備の水準が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、甲は乙に対してその是正を指示することができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

2 甲が前項の是正指示を行ったにも関わらず、是正されないと甲が判断する場合、設置管理許可を取り消すことができるものとする。

第3章 公募対象公園施設の管理・運営

(公募対象公園施設の設置管理許可等手続き)

第31条 乙は、公募対象公園施設の工事に着手する前に、設置管理許可の申請書を提出し、都市公園法第5条に定めるところにより甲の許可を得なければならない。

2 乙は、公募対象公園施設の供用開始日前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

ア 運営方針

イ 運営形態

ウ 安全対策(防火・防犯・防災等)

エ 環境対策(騒音・振動対策等)

(2) 年間維持管理計画

ア 維持管理方針

イ 清掃等美観の保持

ウ 建築物、設備等保守及び消防点検等

エ 巡視及び点検

オ 警備及び巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 収支計画

(6) その他良好な管理運営に関すること

3 本条の許可の期間は、許可の日から10年間と認定公募設置等計画の有効期間とのいずれか短い方を上限として、甲が定める。

4 乙は、公募設置等指針等で定めるところにより、本条の許可に係る土地等の使用料(以下「使用料」という。)を甲に納付しなければならない。

5 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを第75条第1項第4号の甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(維持管理及び管理運営)

第32条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(公園管理者による中間評価)

第33条 甲は、第31条第2項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び管理運営状況について、毎会計年度の中間において、次の各号に掲げる事項につき、中間評価を実施する。

- (1) 公募対象公園施設管理運営計画書や本事業の趣旨に沿い、本協定に即して公募対象公園施設の運営がなされているか。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備がないか。

(許可の更新)

第34条 乙は、第31条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第71条第3項に定める事業評価等により、乙の管理運営又は維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。ただし、許可の期間は認定公募設置等計画の有効期間の残期間を上限とする。

2 乙は、前項に基づく更新後の許可期間の始期までに、第31条第2項各号に加え、前許可期間の事業報告として次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

- ア 第31条第2項各号に関する実施状況
- イ 公募対象公園施設の状況
- ウ 資金調達計画の実施状況
- エ 事業収支計画の実施状況

3 乙は、都市公園法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第71条第3項に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

第35条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合においては、第31条の許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法及び関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が都市公園法及び関係法令又は許可条件に違反した場合には、第31条の許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

(変更許可申請)

第36条 乙が、第31条第1項に基づく設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その変更についての許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更し、公募対象公園施設管理運営計画を変更した上で、管理運営を行うものとする。

（廃止許可申請）

第37条 乙が、第31条第1項に定める許可により設置された公募対象公園施設を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

（改善命令）

第38条 甲は、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。

（災害時の対応）

第39条 乙は、本事業の実施にあたり、事故及び災害等に対応するための体制を整備し、その体制について、書面により甲に報告するものとする。

2 本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。

3 甲は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとする。

（原状回復）

第40条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6月以内に、事業区域及び公募対象公園施設の運営に伴って汚損若しくは破損したその他の部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日又は本協定の解除日から6月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業区域において事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や、その運営のために必要な権利及び契約上の地位の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。

2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）乙は、原状回復工事の設計の進捗状況を適時に甲に報告すること。

（2）原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議したうえで、甲が決定するものとし、乙は、その内容を含めた設計の完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。

（3）乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、着手後といえども、当該設計内容に問題があることが発覚した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることが

できる。

- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設やその運営のために必要な権利及び契約上の地位を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第4章 特定公園施設の設計・整備

(特定公園施設の設計)

- 第41条 乙は、本協定締結後速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。
- 2 乙は、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書（以下「特定公園施設設計図書」という。）を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 甲は、提出された特定公園施設設計図書を審査し、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。
 - 4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(公園管理者による設計の変更)

- 第42条 甲は、特定公園施設設計図書について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

- 第43条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書（特定公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、工程表（以下、特定公園施設の施工計画書と併せて「特定公園施設施工計画書等」という。）とともに甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 2 甲は、提出された特定公園施設施工計画書等を審査し、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。

(公園管理者による特定公園施設施工計画書等の変更)

- 第43条の2 甲は、特定公園施設施工計画書等について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。
- 2 甲及び乙は、特定公園施設施工計画書等について、甲による承諾の後、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第43条の3 乙は、特定公園施設の整備工事に使用する工事材料について、特定公園施設設計図書において定める品質基準を満たしていることを証明する書類を事前に甲に提出の上、承諾を得なければならない。

2 乙は、特定公園施設設計図書において甲の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を甲の承諾を受けずに工事現場以外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から10日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（工事責任者の設置）

第44条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、その氏名及び連絡先を甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営及び監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負うものとし、乙は工事責任者をして当該責務を履行させなければならない。

（整備工事）

第45条 乙は、第41条に定める特定公園施設設計図書及び第43条に定める特定公園施設施工計画書等に基づき、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、整備工事に着手するにあたり、設置管理許可の申請書を提出し、甲の許可を得たのち、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 やむを得ない事情により、工事内容又は工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

（占有許可）

第45条の2 乙は、特定公園施設の整備工事に先立ち、甲より、事業区域について、都市公園法第6条第1項に基づく占有許可を得なければならない。

2 前項に基づく占有許可の使用料は、免除とする。

（第三者の使用）

第46条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（保険）

第47条 乙は、自己の責任及び費用負担により、工事目的物である特定公園施設及び工事材料（支

給材料を含む。)等に対し、特定公園施設設計図書に定めるところにより、特定公園施設の整備工事に関する保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

第48条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が特定公園施設設計図書及び特定公園施設施工計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその費用負担で是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第49条 甲は、特定公園施設の工事内容が特定公園施設設計図書及び特定公園施設施工計画書等と齟齬がないかなど、工事期間中に施工状況の確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、特定公園施設の補修又は改修を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、特定公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(認定計画提出者による完成検査)

第50条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期の完成検査をそれぞれ行うものとする。また、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期の完成検査の日程を、各完成検査の日の20日前までに甲に通知しなければならない

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、完成検査日から1週間以内に、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期のそれぞれにかかる工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

第51条 甲は、第50条第3項に定める工事完成届の受領後、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期のそれぞれにかかる完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期のそれぞれの整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指示することができ、乙はこれに従うものとする。

3 前項の場合、乙は、是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとし、甲は、当該報告を受けた後、再度完了検査を実施するものとし、以下同様とする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第52条 甲は、前条による完了検査で合格と認めた場合、その旨を完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第53条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、特定公園施設施工計画書等に記載される工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第54条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由なく第1項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合で、乙に増加費用及び損害が生じるときは、当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第55条 乙(第46条に基づき乙が使用する第三者を含む。)が特定公園施設の整備に関し、乙又は第46条に基づき乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第56条 甲において、特定公園施設の整備の水準が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、甲は乙に対してその是正を指示することができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

2 甲が前項の是正指示を行ったにもかかわらず、是正されないと甲が判断する場合、許可を取り消すことができるものとする。

第5章 特定公園施設等の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第57条 乙は、第51条第1項に規定する完了検査に合格した場合には、甲乙協議の上、甲に対して、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期をそれぞれ引渡す。なお、当該引渡しをもって、当該特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期の所有権及び財産権は乙から甲へ移転するものとする。

2 乙が、特定公園施設に付随するものとして、甲の承諾のうえ調達した公園備品については、特定公園施設第2期の引渡しと同時に、甲へ引き渡すものとする。

3 乙は特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期の引き渡し後速やかに、それぞれにかかる工事完成図及び必要書類等を甲に提出するものとする。

(契約不適合)

第58条 甲は、特定公園施設に契約不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、契約不適合が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の不適合を知った日から1年以内に行わなければならない。

3 甲は、特定公園施設が第1項の不適合により滅失又はき損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損を認識した日から6月以内に第1項の権利を行使するものとする。

第6章 特定公園施設の管理運営

(指定管理者による特定公園施設の管理運営)

第59条 乙又は第5条に定める特定公園施設の指定管理担当法人は、特定公園施設の指定管理者として、府中町都市公園条例及び甲と乙が別途締結する揚倉山健康運動公園の指定管理に関する基本協定書に従って、特定公園施設の管理運営に関する業務を行う。

第7章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

第60条 不可抗力により、乙が財産権を有する物件、物品その他が被害を受け、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

2 協定期間中の甲乙のリスクの分担は別表のとおりとする。なお、別表に定めるもの及び本協定に別段の定めがあるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

3 乙は、甲又は第三者により、不可抗力による休業等のリスクが発生した場合、甲に対し営業補償及び休業補償等を請求することができない。

(不可抗力による協定の解除)

第61条 不可抗力により本協定の履行及び本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本協定の履行及び本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。

3 前項の対応方針に沿った措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本協定の履行及び本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。

4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第40条に基づき原状回復するものとする。

5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第9条第1項に基づく許認可のうち甲が行うもの及び第31条第1項に基づく設置管理許可は終了するものとする。

6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更による損害等)

第62条 法令等の変更又は追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙は、甲乙協議の上、

負担区分を決定し、当該増加費用及び損害を甲に対し求償することができる。

(法令等の変更による協定解除)

第63条 法令等の変更又は追加により本協定の履行及び本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更又は追加により本協定の履行及び本事業の遂行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。

3 前項の対応方針に沿った措置を講じてもなお、法令等の変更又は追加により、本協定の履行及び本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第61条第4項ないし第6項の規定を適用する。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(認定計画提出者の遵守事項)

第64条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針等、認定公募設置等計画、公募対象公園施設施工計画書、特定公園施設施工計画書、公募対象公園施設管理運営計画書及び第31条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努める。

3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承諾させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、自ら又はその代表企業若しくは構成企業の合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(維持管理・運営等)

第65条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら設置管理許可区域の清掃、維持管理及び運営を行う。

2 乙が所有する公募対象公園施設を汚損若しくは破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講ずるものとする。

3 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。

4 乙は、設置管理許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第66条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、本公園や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の原因の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。
- 5 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(行為の制限)

第67条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、都市公園法他関係法令に逸脱する行為
- (2) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業
- (4) 青少年等に有害な影響を与える物販及びサービス提供等
- (5) 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (7) 上記の他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第68条 乙は、乙が維持管理・管理運営する公募対象公園施設について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡若しくは移転等し、又は担保に供することはできない。ただし、都市公園法第5条の8第1項第2号に規定する権原の取得については、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 3 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(事業の調査等)

第69条 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第70条 乙は、本事業の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合

（2）応募申込書の受付日から、乙と委託先との契約の締結までの期間に、甲の有資格業者に対する指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている場合

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合

（4）法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合

（5）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団員等」という。）

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

（事業の報告及び評価）

第71条 乙は、モニタリング実施計画書に基づく、管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後60日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

2 乙は、前項に定める事業報告書とともに、最新の財務諸表を甲へ提出しなければならない。

3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

（1）事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。

（2）公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

（3）公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理が適切に行われていたか。

（4）安定的及び継続的に事業を継続できる状況であるか。

（5）その他揚倉山健康運動公園の魅力向上等に貢献していたか。

4 乙は、公募対象公園施設及び特定公園施設の利用状況や収支状況その他甲が必要に応じて求める事項を月ごとに集計した月次報告書を、甲へ提出しなければならない。

（事業内容の変更、一時中止等）

第72条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は、一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。

- 3 甲は、乙が本協定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第73条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第10章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第74条 本協定の有効期間は、本協定締結日から第40条に定める原状回復が完了するまでとする。ただし、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、本協定は、その時点において終了する。

- 2 次に定める場合、前項の本協定の終了日は、甲が定め、別途乙に通知するものとする。

- (1) 設置管理許可が取り消された場合
- (2) 設置管理許可を更新しない場合
- (3) 本事業を途中で中止する場合

(公園管理者による協定の解除等)

第75条 甲は、第71条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 揚倉山健康運動公園の指定管理に関する基本協定書に基づく協定が解除された場合
 - (2) 乙が、本協定、第31条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (3) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (8) 乙又はその構成法人が、暴力団員等であることが判明した場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払いを求めることはできない。

(合意による協定の解除等)

第76条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第77条 甲は、第74条第2項に基づき協定期間を終了した場合、又は第75条第1項又は第76条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(協定の解除等の公表)

第78条 甲は、第72条第3項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第75条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

2 前項の場合において、第75条第1項第8号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

(損害賠償等)

第79条 甲が第76条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第11章 事業破綻時の措置

(事業破綻時の措置)

第80条 乙は、第74条第1項の本協定の有効期間中に本事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、甲の承諾を受け、別の法人に本事業を承継させることができる。

2 乙は、前項の規定に基づき、本事業を承継しない場合は、第40条の規定に基づく原状回復をしなければならない。

第12章 その他

(届出義務)

第81条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

(1) 代表企業又は構成企業を変更した場合

(2) 代表企業又は構成企業の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号及び名称を変更した場合

(3) 代表企業又は構成企業が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(4) 代表企業又は構成企業が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- (5) 代表企業又は構成企業が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じ又は第三者に損害を与えた場合
- (6) 代表企業又は構成企業が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難及びその他の事由により、損害を被った場合
- (7) 代表企業又は構成企業の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失又は毀損した場合

(著作権の使用)

第82条 甲は、公募対象公園施設設計図書等及び特定公園施設設計図書等（以下、本条において「設計図書等」と総称する。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

2 前項の設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。

3 乙は、甲が設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設の完成、増築、改築及び修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変及び翻案その他の修正をすること。

(3) 施設を写真、模型及び絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作権者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計図書等を公表すること

(2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

(特許権等の使用)

第83条 乙は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

(協定上の地位の譲渡)

第84条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第85条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(計算単位等)

第86条 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(通知先)

第87条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称及び所在地宛になされるものとする。

(準拠法)

第88条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第89条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟、訴訟及び調停その他の法的手続の管轄については、広島地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(補則)

第90条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 府中町

代表者 府中町長 寺 尾 光 司

乙 〇〇〇〇

代表企業 〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

構成企業 〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

別表（第60条第2項）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			○：主分担 △：従分担	
			甲 町	乙 事業者
共通事項	公募書類	公募設置等指針等の公表資料の誤り、当町の事由による内容の変更起因する損害及び増加費用	○	
	資金調達	当町が調達する資金	○	
		認定計画提出者が調達する資金		○
	許認可取得	当町が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用	○	
		認定計画提出者が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用		○
	法制度、税制度、許認可の新設・変更	本事業に類型的に又は特別に影響を及ぼす法制度、税制度、許認可の新設・変更起因する損害及び増加費用	○	
		特定公園施設等	○	
		公募対象公園施設		○
		上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	○	
		消費税及び地方消費税の変更に伴うもの	○	
		特定公園施設等	○	
		公募対象公園施設		○
		上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	○	
		上記以外の制度、税制度、許認可の新設・変更起因する損害及び増加費用		○
	住民対応	当町の事由によるもの	○	
		認定計画提出者の事由によるもの		○
	第三者賠償	当町に責めがある場合（認定計画提出者にも責めがある場合を除く。）において第三者に与えた損害の賠償	○	
		認定計画提出者に責めがある場合において第三者に与えた損害の賠償※1		○
	環境	当町の事由により生じる損害及び増加費用	○	
		認定計画提出者が行う本事業に起因する有害物質の排出、漏洩、工事等に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気への対応とそれらに起因する損害及び増加費用		○
	本事業の中止、延期又は遅延	当町の事由による本事業の中止、延期又は遅延	○	
		認定計画提出者の事由による本事業の中止、延期又は遅延		○
	不可抗力	自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力による本事業の変更、中止、延期、臨時休業などにより生じる損害及び増加費用	○	
		特定公園施設等	○	
		公募対象公園施設		○
	サービスや業務内容の変更	上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	○	
		当町の指示等による業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用	○	
	サービスや業務内容の変更	上記以外の業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用（法令変更及び不可抗力によるものを除く。）		○
		当町及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない事由（町議会の議決が得られなかった場合を含む。）により生じる損害※2	○	○
Park-PFI事業（設計・整備）	測量及び調査	当町が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用	○	
		認定計画提出者が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用		○
	設計	当町の提示条件、指示の不備など当町の事由による変更起	○	

		因する損害及び増加費用			
		認定計画提出者の事由による変更などに起因する損害及び増加費用			○
	用地	事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用のうち、公募資料により想定が可能なもの		○	
		上記以外の事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用			○
	工事の遅延、供用開始の延期又は遅延	当町の提示条件、指示の不備など当町の事由に起因する損害及び増加費用		○	
		上記以外の事由に起因する損害及び増加費用			○
	工事費の変動	当町の事由に起因する工事費の変動		○	
		一定程度を超える物価変動※3		○	
		上記以外の事由による工事費の変動			○
Park-PFI事業 (公募対象公園施設の管理・運営)	施設の損傷	当町の事由に起因する施設の損傷		○	
		上記以外による施設の損傷			○
	需要変動	需要変動による売上の減少			○
	管理・運営費の増大	当町の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に起因する管理・運営費の増大		○	
		当町の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大			○
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難			○
		認定計画提出者が設置する備品の更新費用			○
	修繕コスト	大規模な修繕			○
		小規模な修繕			○
	利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応			○
指定管理業務 (特定公園施設等の用地及び建物の管理・運営)	施設の損傷	当町の事由に起因する施設の損傷※4		○	
		上記以外の事由に起因する施設の損傷			○
	物価変動	一定程度を超える物価変動※5		○	
		一定程度以下の物価変動※5			○
	需要変動	優先利用団体の優先利用に起因する需要変動		○	
		需要変動（不可抗力に起因するものを除く）に起因する利用料金収入の減少※6			○
	管理・運営費の増減	当町の事由による事業内容や用途、サービスなどの変更に起因する管理・運営費の増減		○	
		当町の事由以外の要因に起因する維持管理費・運営費の増減（一定程度を超える物価変動によるものは除く）			○
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難			○
		当町が設置する備品の更新費用		○	
	備品更新	1件3万円以上で認定計画提出者の管理瑕疵によらない備品の更新費用（事務用品を除く）		○	
		認定計画提出者が設置する備品の更新費用			○
	修繕コスト	大規模な修繕（認定計画提出者に責めがある場合を除く）※7		○	
		小規模な修繕			○
	利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応			○
	事故	来園者の負傷等の事故	当町の施設の設置瑕疵に係るもの	○	
			上記以外の事故※8		○

※1 認定計画提出者は、本業務の実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、当町又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、当町又は第三者に賠償するものとします。また、当町は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した

費用を求償することができるものとします。

※2 当町及び認定計画提出者は、自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとします。

※3 物価等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、次の考え方により調整します。

(1) 物価変動の指標値

使用する指数①：「建築費指数・工事原価一事務所（S）・都市別指数（広島）」（一般財団法人建設物価調査会ウェブサイト）

使用する指数②：「土木工事費指数・工事原価指標（広島地区）・全規模」（一般財団法人建設物価調査会ウェブサイト）

(2) 改定計算方法

物価変動率＝【工事着手日の属する月の指標値】÷【令和7年12月の指標値】－1

※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

物価変動率＞0.015の場合

改定後の特定公園施設の工事費＝提案時の特定公園施設の工事費×(1+(物価変動率)－0.015)

物価変動率＜－0.015の場合

改定後の特定公園施設の工事費＝提案時の特定公園施設の工事費×(1+(物価変動率)+0.015)

※建築工事の場合は指標①、土木工事の場合は指標②を採用します。

※4 建物の火災保険は当町が加入します。

※5 物価等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、次の考え方により調整します。

(1) 物価変動の指標値

以下に示す指標の変動に基づいて改定を行います。

使用する指数：「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の「諸サービス」の「建物サービス」及び「労働者派遣サービス」における（2）改訂計算方法により定める期間の年平均値

※ 維持管理業務に関する事業費については「建物サービス」、運営業務に関する事業費については「労働者派遣サービス」の指標値をそれぞれ採用します。

(2) 改定計算方法

指定管理業務開始後は3年に1回、指標値の比較を行い、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に、次の計算方法により改定を行います。

なお、改定後の指定管理料の1,000円未満の端数については切り捨てとします。

令和10年度分については、令和7年4月～令和8年3月の年平均値と令和8年6月～令和9年5月の平均値を比較します。

令和13年度分については、令和8年6月～令和9年5月の年平均値と令和11年6月～令和12年5月の平均値を比較します。

令和16年度分については、令和11年6月～令和12年5月の年平均値と令和14年6月～令和15年5月の平均値を比較します。

令和19年度分については、令和14年6月～令和15年5月の年平均値と令和17年6月～令和18年5月の平均値を比較します。

令和22年度分については、令和17年6月～令和18年5月の年平均値と令和20年6月～令和21年5月の平均値を比較します。

令和25年度分については、令和20年6月～令和21年5月の年平均値と令和23年6月～令和24年5月の平均値を比較します。

令和28年度分については、令和23年6月～令和24年5月の年平均値と令和26年6月～令和27年5月の平均値を比較します。

<計算式>

$$Pn' = Pn \times In-1 / Ir$$

Pn : n 年度の指定管理料 (税抜)

Pn' : 改定後の n 年度の指定管理料 (税抜)

$In-1$: 指定する期間の指標の年平均値

Ir : 前回の改定の基礎となった指標の年平均値

(3) 改定の手続き

指定管理者は、改定計算を行う年 (令和 10 年、令和 13 年、令和 16 年、令和 19 年、令和 22 年、令和 25 年及び令和 28 年) については 8 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度の維持管理及び運営に係る対価の合計金額を当町に通知し、当町の確認を受けることとします。改定を行わない場合も同様とします。なお、消費税が改定された場合は、上記改定の計算方法について、当町と指定管理者で協議するものとします。

※ 6 自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力や周辺環境の悪化など、認定計画提出者が予測不可能な事象を要因とした需要変動により、大幅に利用料金収入が減少した場合については、別途協議します。

※ 7 大規模な修繕は一件当たりの費用が 200 万円以上のものとし、これに該当するか否かは、当町が施設の規模等により個別に決定します。大規模な修繕は基本的に当町の負担としますが、認定計画提出者による修繕も可能とします。

※ 8 保険の加入等の対策を行ってください。